

「文具・事務用品」購入ガイドライン

GPN - GL6 「文具・事務用品」購入ガイドライン

1. 対象の範囲

このガイドラインは、文具・事務用品を購入する際に環境面から考慮すべき重要な観点をリストアップしたものです。

なお、容器は製品の一部と見なし、ガイドラインの対象に含みます。（包装はガイドラインの対象としません。ただし、情報提供項目については包装も対象とします。）

【対象範囲の分野一覧】（詳細は「商品の掲載条件」を参照のこと）

- 事務用紙製品（レポート用紙・伝票など）
- その他の紙製品（ノート類・封筒など）
- ファイル・バインダー・アルバム・ファイリング用品
- 筆記具・修正具（鉛筆・ボールペン・消しゴムなど）
- のり・粘着テープ
- 絵画・書道用品（筆・絵の具・ケースなど）
- 印章・スタンプ用品（印章・朱肉・スタンプ台など）
- 表示・整理・机上用品（名札・レターケース・ブックスタンドなど）
- その他の文具・事務用品（ラベル・はさみ・ステープラーなど）
- OAサプライ用品（OHPシート・OA収納用品・OAラックなど）
- 分別・回収用品（リサイクルボックス・缶・ボトルつぶし機など）

2. ガイドライン項目

文具・事務用品の購入にあたっては、以下の事項を考慮し、環境への負荷ができるだけ少ない製品を購入する。

【共通項目】

- 1) 再生材を多く使用していること
- 2) 主要な材料が木質または紙の場合、再生材以外の原料は原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであり、かつ、再・未利用材または持続可能な森林等の管理に配慮して産出地の状況を確認の上、調達されたものを多く使用していること。

【個別項目】

[事務用紙製品、その他の紙製品、ラベル]

- 3) 白色度が過度に高くないこと

[ボールペン、マーキングペン、修正具、のり・粘着テープ、印章・スタンプ用品、カッターナイフ]

- 4) 消耗部分を交換・補充できること

[ファイル・バインダー、アルバム]

- 5) 表紙ととじ具を分離し、とじ具を繰り返し再使用できること
- 6) 繰り返し使用するために見出しラベル（背見出し）を交換できること

[紙製の粘着テープ・ラベル]

- 7) 樹脂ラミネート加工をしていないこと
- 8) 水溶性、水分散型、または弱アルカリ水溶液分散型の粘着剤・接着剤を使用していること

[シャープペンシル]

- 9) 残芯が少ないこと

[カッティングマット]

- 10) 両面使用が可能であること

<情報提供項目>

- 素材ごとの分離・分別性
- 窓付き封筒の窓材

※このガイドラインは社会状況の変化や新たな知見によって必要に応じて改定されます。

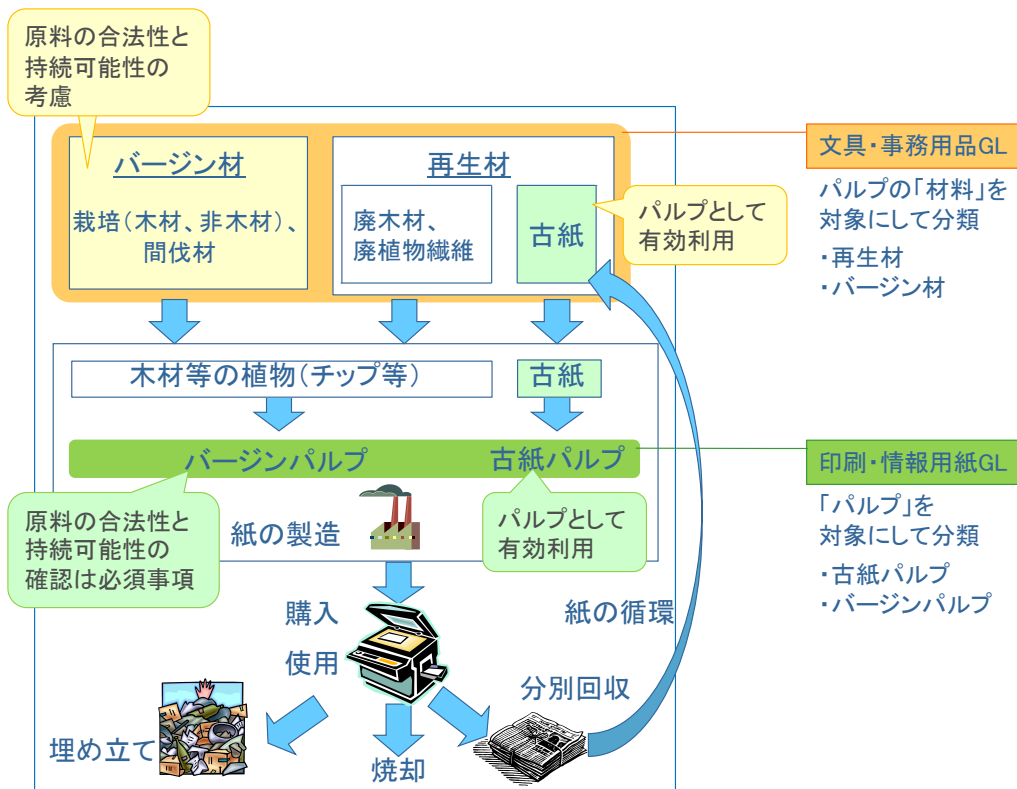
1998年8月 5日制定
2002年8月29日改定
2012年1月20日改定
2014年2月8日改定
2014年11月14日改定
グリーン購入ネットワーク

【共通項目】

1) 再生材を多く使用していること

- 廃棄物から再生した再生材料を使用することは、ごみの削減になるとともに資源の節約や製造エネルギーの削減につながります。そこで、紙・プラスチック・木材などそれぞれの材料で再生材をできるだけ多く使用しているかどうかを考慮します。
- 金属材料については、従来から回収・リサイクルが行われており、一般に再生材とバージン材との区別がなされていないため、本項目については対象外とを考えます。
- 再生材料等の利用に関して、文具・事務用品の紙製品と、GPN-GL1「印刷・情報用紙」購入ガイドラインの対象製品である印刷・情報用紙では、再生材料の分類方法が異なります。文具・事務用品の場合、紙の主原料（パルプ）の“材料”を対象にして「バージン材か再生材（廃棄物から再生した材料）か」という分類をします。一方、印刷・情報用紙の場合、バージン材や再生材などの材料を使って作られた“パルプ”を対象にして「古紙パルプかバージンパルプか」という分類をします。

(基本原則 2-7 に対応)



文具・事務用品GL（紙製品）と印刷・情報用紙GLの再生材料の分類方法の違い

- 2) 主要な材料が木質または紙の場合、再生材以外の原料は原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであり、かつ、再・未利用材または持続可能な森林等の管理に配慮して産出地の状況を確認の上、調達されたものを多く使用していること。
- 主要な材料が木質または紙である製品の原料となる植物は、化石燃料や鉱物資源等の枯渇性の地下資源に対して、適切に利用した場合には再生可能な資源といえます。しかし、植物の成長速度を超える利用、森林等の緑地の様々な機能への配慮を欠いた利用、保護価値の高い森林の価値を低減させる伐採、絶滅危惧種や固有種の生息地での伐採は、生物多様性の保全と持続可能な利用等の阻害につながります。そこで、新しい原料には、持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された植物や再・未利用材等を利用する必要があります。

- 持続可能性を目指した取り組みがなされている森林等から採取された原料の定義や確認方法は、現在、発展段階にあります。運用実績のある規定等（モンリオール・プロセス、森林認証制度）と国内関連法（グリーン購入法、林野庁「合法性・持続可能性証明ガイドライン」）の共通事項になっている以下の観点を主として評価・確認すると有効です。確認方法には「第三者認証制度」など、いくつかの方法があります。

- ◆環境面の持続性：保護価値の高い森林の保存、安全性未確認の遺伝子組み換え樹木の調達禁止

- ◆社会面の持続性：労働者の健康や安全への配慮、重大な社会的な紛争がある地域からの調達禁止

- 森林の減少を抑制する方法には、木材の供給を目的として栽培された植林材や栽培植物の利用、人工林の管理上発生する間伐材の有効利用があります。しかし、天然林の大規模な皆伐後の単一樹種による一斉造林や、空地や未利用地に次々とケナフ等の栽培植物を植えるような無秩序な栽培、採算性を過度に重視して伐りすぎるような不適切な間伐等は、既存の自然生態系へ影響を及ぼす危険性があり、持続可能性に配慮されているとはいえません。そのため、植林材や栽培植物、間伐材であればすべて環境に配慮された材料であるとは言えず、これらの持続可能性を目指した取り組みを確認することが必要です。

（基本原則 2-3 に対応）

【個別項目】

〔事務用紙製品、その他の紙製品、ラベル〕

3) 白色度が過度に高くないこと

- 紙製品類の原料に使う古紙には、白色度が 80%前後の上質系古紙もあれば、白色度が 50~70%程度の新聞古紙などもあります。
- 古紙利用を拡大するためには白色度の低い新聞古紙や市中回収古紙などを多く利用する必要があり、これらの古紙を多く配合した場合、出来上がる再生紙の白色度も低くなります。再生紙に過度な白色度を求めると、古紙の脱墨（インキを洗い落とす）や漂白の工程で使用する化学物質やエネルギー消費量が増加したり、歩留まりも悪くなったりするなど環境負荷が大きくなります。
- 再生紙の原料として最も使用量の多い新聞古紙を使った場合、白色度 70%程度の再生紙が環境負荷と使用用途の双方の観点から無理のない適度な白さであると言われています。ただし、白色度の高い上質系古紙を原料に使えば、漂白しなくても白色度の高い再生紙ができます。
- 古紙配合率が高い紙の場合、過度な白色度を求めず、用途に応じた適度な白色度の紙を選ぶことが望まれます（バージンパルプが主体の紙の場合、パルプの白色度がもともと高いため紙の白色度は高くなります。）。また、白色度の高い紙を使う必要がある場合においても、可能な限り古紙配合率が高いものを選ぶことや、必要な機能を果たす品質の限界を考慮して可能な限り白色度の低い紙を選ぶことが望まれます。
- 慶弔袋・金封、かけ紙・のし紙などの一般的に白色度が求められるもの、画材用紙、色紙・クラフト紙製のものについては、本ガイドライン項目の対象外と考えます。

（基本原則 2-1、2-2 に対応）

〔ボールペン、マーキングペン、修正具、のり・粘着テープ、印章・スタンプ用品、カッターナイフ〕

4) 消耗部分を交換・補充できること

- 使用中に消耗する部分を交換するか補充することができれば、ケースや軸などの消耗しない部分は繰り返し使用することができます。ボールペン、マーキングペン、修正具、スタンプ台、カッターナイフなどの購入にあたっては、替え芯、補充インク、交換カートリッジ／テープ／カセットなどを別売しており、ユーザーが交換・補充できるかどうかを考慮します。

（基本原則 2-5 に対応）

[ファイル・バインダー、アルバム]

5) 表紙ととじ具を分離し、とじ具を繰り返し再使用できること

- ファイルやバインダーの表紙が古くなって十分な機能を果たすことができなくなった場合でも、とじ具が脱着可能な構造になっており、表紙のみが別売されていれば、とじ具を新たな表紙に再使用することができます。

(基本原則 2-5、2-8 に対応)

6) 繰り返し使用するために見出しラベル（背見出し）を交換できること

- ファイルやバインダーの書類を入れ替えるとき、見出しラベル（背見出し）を新しいものに交換して使うことができれば、ユーザーが本体を再使用する動機づけになります。そこで、見出しラベル（背見出し）が容易に交換できるようになっており、交換用のラベルが付属しているか別売されている商品が望ましいと考えられます。

(基本原則 2-5 に対応)

[紙製の粘着テープ・ラベル]

7) 樹脂ラミネート加工をしていないこと

- 紙製の粘着テープ（クラフト紙粘着テープ等）やラベル（本体・剥離紙）は、ポリエチレンなどの樹脂でラミネート加工されていると古紙処理の除塵（異物やごみを取り除く）工程でスクリーン設備の目詰まりの原因になったり、廃棄物の発生が増大したりというようにリサイクルの妨げになります。そこで、紙の部分に樹脂ラミネート加工されていないものを選ぶことが望まれます。

(基本原則 2-6 に対応)

8) 水溶性、水分散型、または弱アルカリ分散型の粘着剤・接着剤を使用していること

- 従来から一般に使用されている紙製の粘着テープやラベルは、水に溶けない粘着剤・接着剤が使用されています。こうしたテープやラベルを貼ったままリサイクルにまわすと、粘着剤・接着剤などが固まりとなって残ってしまい、古紙製品の品質の低下やトラブルを招くことがあります。そこで、水溶性や水分散型、または弱アルカリ分散型の粘着剤・接着剤を使用しているものを選ぶことが望まれます。

(基本原則 2-6 に対応)

[シャープペンシル]

9) 残芯が少ないこと

- シャープペンシルの芯の長さは一般的に 60mm 前後ありますが、使用中に芯が 10～15mm 程度残って使えなくなってしまうことがあります。シャープペンシルの中には構造上の工夫でこの残芯を少なくした(5mm 以下が目安)ものがあり、省資源に役立つと考えられます。

(基本原則 2-2 に対応)

[カッティングマット]

10) 両面使用が可能であること

- カッティングマットは使用するうちに表面が汚れたり傷ついたりして廃棄されます。同様の厚さのマットの中には両面が使用できる商品もあり、長期使用に役立つと考えられます。

(基本原則 2-4 に対応)

<情報提供項目の詳細説明>

○素材ごとの分離・分別性

現在、一般に利用できる文具・事務用品のリサイクルシステムはほとんどありませんが、将来的にリサイクルシステムがつくられる可能性や、大量に廃棄されるケースを考慮して、分離不可能な複合素材の削減、リサイクルしにくい素材の削減、素材表示、素材の統一化、廃棄時にユーザーの分解しやすい構造になっているなど、素材ごとの分離・分別性が高く、リサイクルや分別廃棄がしやすい設計になっていることが一般的に好ましいと考えられます。

○窓付き封筒の窓材

窓付き封筒の窓の部分には、プラスチックフィルムを使用しているもの、透明化した薄紙であるグラシン紙を使用しているもの、紙に水性や油性のワックスを塗布して透明化しているものがあります。回収古紙に占める封筒や窓材の量は小さく、窓材が古紙リサイクルに与える影響は大きくありませんが、古紙リサイクルへの負荷を少しでも抑えるために、できるだけリサイクルに適した窓材を選ぶことが望まれます。

グラシン紙の窓や水性ワックスを塗布し透明化された窓は、素材が封筒と同じ紙であることから、古紙原料に入っても比較的リサイクルしやすいと言えます。ただし、一般の紙と比べて離解度が劣るため、グレードの高い再生紙にする場合には影響が出る場合があります。

一般にプラスチック類は古紙リサイクルの工程で異物として扱われるので、古紙原料に混入することは好まれません。最近では異物を取り除く技術が進んでおり、窓材のプラスチックフィルムなどは除去できる古紙処理施設が増えていますが、全体としてプラスチックなど異物の混入量が増えることは望ましくないとと言えます。

古紙回収に出す際の封筒の分別方法は、回収事業者によって異なるため、個々の事業者と相談することが必要です。

【紙製品類について】（詳細はGPN-GL1「印刷・情報用紙」購入ガイドラインを参照のこと）

○紙製品の原料に関する基礎情報

- ・紙の主原料となるパルプは大きく、「古紙」と「木材等の植物」由来に分けられます。
- ・古紙（使用済みの紙または断裁くず等）を離解（古紙を水中でかきまぜてパルプ繊維をバラバラにする）・脱インキ処理をして得られたパルプを古紙パルプとといいます。
- ・植物から機械的または化学的処理によって抽出したセルロース繊維の集合体をパルプといい、そのうち、まだ一度も利用されていないパルプをバージンパルプとといいます。バージンパルプを植物の種類によって分類すると、木材を加工して作られた木材バージンパルプと、木材以外の植物を加工して作られた非木材バージンパルプに区分けされます。
- ・非木材バージンパルプはケナフ、バガス、タケ、ヨシ等の非木材の繊維原料から作られたパルプです。
- ・バージンパルプの原料の一つである再・未利用材とは、廃木材、建設発生木材、低位利用木材（林地残材、かん木、木の根、病虫獣害・災害等を受けた丸太から得られる木材、曲がり材、小径材等の木材）、廃植物繊維のことであり、これらの使用は資源の有効利用や廃棄物の削減に役立ちます。
- ・植林等により造成された人工林は、人の手を加えなければ、機能の維持向上が難しい森林の一つです。人工林では成長に伴って混みすぎた林の木を間引きし、残された木の成長を促進する「間伐」が行われます。間伐によって発生する「間伐材」は、建築材等の製材や丸太の他、バージンパルプの原料としても有効に利用されています。

○塩素ガスを使わずに漂白されたECFパルプの配合が多いこと

木材等の植物や古紙から白いパルプを製造するときには漂白処理が必要です。漂白には、塩素系の薬品や酸素、オゾン、過酸化水素、二酸化チオ尿素等の薬品（漂白剤）が、目的に応じて、単独ないし組み合わせて使用されます。化学パルプには塩素系の漂白剤が広く使われますが、着色物質との反応で副生する有機塩素化合物が水系や大気に影響する懸念があります。

国内の晒化学パルプの製造工場では、塩素系薬品で漂白する前に「酸素晒」で前処理することによって、副生する有機塩素化合物を削減しています。さらに、化学パルプの漂白に従来用いられてきた塩素ガス（Cl₂）の使用を中止することによって、副生する有機塩素化合物を削減できます。塩素ガスを使わずに漂白した晒化学パルプを、塩素ガスを使って漂白した従来の晒化学パルプと分けて、「ECFパルプ（Elemental Chlorine Free）」と呼びます。現在、国内で生産される晒化学パルプの7割程度はECFパルプです。また、古紙パルプや機械パルプの漂白には塩素ガスは使われません。

塩素系の薬品を全く使わずに漂白する『TCF(Total Chlorine Free)』という方法もありますが、紙の繊維が弱くなること等の品質上の課題やコスト面の課題が指摘されており、国内では生産されていません。

有機塩素系化合物による環境汚染の可能性を少しでも減らすため、ECFなど塩素ガスを使わずに漂白されたパルプを使用することが望まれます。

○塗工量が過度に多くないこと

紙を白土などで塗工すると印刷適性が向上し、白色度が上がるなどの特徴があります。しかし、塗工剤は古紙リサイクルの過程で廃棄物となり、その処理・処分に負荷がかかります。そこで、用途に応じてできるだけ塗工量が少ない紙を選ぶことが望まれます。

○リサイクルしにくい加工がなされていないこと

紙製品類を選定するにあたっては、古紙になったときにリサイクルしにくい加工がされた紙を避ける必要があります。財団法人古紙再生促進センターでは古紙標準品質規格を定め、禁忌品として、粘着物のついた封筒、防水加工された紙、裏カーボン紙・ノーカーボン紙、圧着はがき、感熱紙、印画紙の写真、インクジェット写真プリント用紙、感光紙、プラスチックフィルムやアルミ箔などを貼り合わせた複合素材の紙、金・銀などの金属が箔押しされた紙、捺染紙、感熱性発泡紙、合成紙、臭いのついた紙、水に濡れた紙、油のついた紙などを挙げています。

これらの紙が古紙に多く混入すると、それを原料につくられた再生紙の品質が落ち、用途によって使い物にならなくなるため、廃棄されてしまうこともあります。また、古紙リサイクルの過程でコーティング樹脂などが原料から適切に取り除かれたとしても、廃棄物が増加してその処理に負荷がかかるなどの問題が生じます。

紙製品類についても上記の禁忌品にあたる加工が製品の機能上必要な場合を除き、リサイクルしにくい加工についてはできるだけ避けることが望まれます。

【紙製品類の印刷インキ】

ノートなどの表紙や罫線に使用される印刷インキには炭化水素類の有機溶剤が含まれていることが多く、印刷工程で大気中に排出されると大気汚染の原因になるものがあります。印刷には炭化水素類の含有量が少ないインキを使用していることが望まれます。

また、印刷インキ工業連合会の「食品包装材料用印刷インキに関する自主規制」(NL 規制)といった規制にかかるような有害性の疑いがある化学物質を含有しないことが望まれます。

印刷インキ等の印刷に関わる環境配慮については、GPN-GL14「オフセット印刷サービス」発注ガイドラインを参考にします。

【ノートや用紙類の綴じ方】

ノート類の製本には、接着剤を使う無線綴じ、糸綴じ、金属リング綴じなどの方法があり、製品用途や種類に応じて使い分けられています。粘着剤、糸、金属リングなどは、どれも紙のリサイクルにあたって品質の低下や廃棄物の増加を招きます。しかし、現状の廃棄量や再生用途から考えると、ノートのリサイクルには、綴じ方の違いによって際立った優劣はないと考えられます。

【マーキングペンのインキの溶剤】

油性マーキングペンのインキに使われている溶剤には、キシレンとアルコール系溶剤があります。キシレンは皮膚・粘膜の刺激等で「毒物及び劇物取締法」の「劇物」に、「有機溶剤中毒予防規則」の「第2種有機溶剤」に指定されている物質です。一方、代替として使用されているアルコール系溶剤の中には、キシレン等と同様に神経麻酔作用などがあるものもあります。ただし、いずれも通常の使用範囲内であれば健康上の問題は生じないと考えられています。

【鉛筆等の表面塗料】

鉛筆等の塗装に使用される塗料には炭化水素類の有機溶剤が含まれていることがあり、塗工過程で大気中に排出されると大気汚染の原因になるものがあります。塗料には水性塗料など炭化水素類の含有量が少ないものを使用していることが望まれます。

【口のり付き封筒】

一般のビジネス用に使用されているホットメルト接着(圧着タイプのもの)やアクリル樹脂系接着剤(剥離紙のついているもの)の口のりは、古紙リサイクル工程でトラブルを招き、再生紙の品質低下を招くことがあります。一方、自動封入封かん機等に用いられている水溶性のりを使用した口のり付き封筒は、古紙リサイクルの妨げになりません。

【容器・包装の削減】

容器や包装は、製品の品質保持や運搬・販売をしやすくするために必要な場合もありますが、資源保全や廃棄物削減のためには、過剰な容器や包装を避けて、できるだけ簡素化し、削減することが望まれます。

【生分解性プラスチックの使用】

「文具・事務用品」についても生分解性プラスチックを使用した製品が販売されていますが、その使用については様々な評価があるため、本ガイドラインにおいては今後の課題とします。

＜ガイドラインの新旧対応表＞

	現行ガイドライン（2014年）	旧ガイドライン（2011年）	改定内容
ガイドライン項目	＜共通＞ 1) 再生材を多く使用していること。	＜共通＞ 1) 再生材を多く使用していること。	変更なし
	2) 主要な材料が木質または紙の場合、再生材以外の原料は原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであり、かつ、再・未利用材または持続可能な森林等の管理に配慮して産出地の状況を確認の上、調達されたものを多く使用していること。	2) 主要な材料が木質または紙の場合、再生材以外の原料は原料産出地（木材等伐採地）の法律・規則を守って生産されたものであり、かつ、再・未利用材または持続可能な森林等の管理に配慮して産出地の状況を確認の上、調達されたものを多く使用していること。	変更なし
	＜事務用紙製品、その他の紙製品、ラベル＞ 3) 白色度が過度に高くないこと	＜事務用紙製品、その他の紙製品、ラベル＞ 3) 白色度が過度に高くないこと	変更なし
	＜ボールペン、マーキングペン、修正具、のり・粘着テープ、印象・スタンプ用品、カッターナイフ＞ 4) 消耗部分を交換・補充できること	＜ボールペン、マーキングペン、修正具、のり・粘着テープ、印象・スタンプ用品、カッターナイフ＞ 4) 消耗部分を交換・補充できること	変更なし
	＜ファイル・バインダー・アルバム＞ 5) 表紙ととじ具を分離し、とじ具を繰り返し再使用できること	＜ファイル・バインダー・アルバム＞ 5) 表紙ととじ具を分離し、とじ具を繰り返し再使用できること	変更なし
	＜ファイル・バインダー・アルバム＞ 6) 繰り返し使用するために見出しラベル（背見出し）を交換できること	＜ファイル・バインダー・アルバム＞ 6) 繰り返し使用するために見出しラベルを交換できること	変更なし
	＜紙製の粘着テープ・ラベル＞ 7) 樹脂ラミネート加工をしていないこと	＜紙製の粘着テープ・ラベル＞ 7) 樹脂ラミネート加工をしていないこと	変更なし
	＜紙製の粘着テープ・ラベル＞ 8) 水溶性、水分散型、または弱アルカリ水溶液分散型の粘着剤・接着剤を使用していること	＜紙製の粘着テープ・ラベル＞ 8) 水溶性、水分散型、または弱アルカリ水溶液分散型の粘着剤・接着剤を使用していること	変更なし
	＜シャープペンシル＞ 9) 残芯が少ないこと	＜シャープペンシル＞ 9) 残芯が少ないこと	変更なし
	＜カッティングマット＞ 10) 両面使用が可能出ること	＜カッティングマット＞ 10) 両面使用が可能出ること	変更なし
情報提供項目		○塩ビ（ポリ塩化ビニル＝PVC）の使用	削除
	○素材ごとの分離・分別性	○素材ごとの分離・分別性	変更なし
	○窓付き封筒の窓材	○窓付き封筒の窓材	変更なし

エコ商品ねっと登録フォーマット

文具・事務用品

1. 掲載条件

※ 容器は製品の一部と見なし、対象に含みます。（包装は情報提供項目のみ対象とします。）

商品（品目・掲載分類）	掲載条件
1) レポート用紙	以下のいずれかに該当すること ・中紙に古紙が配合されている（GL1 対応） ・古紙配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証紙等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。
2) 便箋	
3) 原稿用紙	
4) 帳簿・伝票	
5) メモ用紙	
6) けい紙・起案用紙	
7) その他の事務用紙（事務用カード等）	
8) ノート 一般ノート・リングノート・ルーズリーフ・学習帳	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・古紙配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証紙等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・ <u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
9) 付せん（粘着メモ） 付せん・付せんフィルム	
10) 封筒 一般封筒・窓付き封筒・その他の封筒	
11) 紙袋 手提げ袋・宅配袋・角底袋・その他の紙袋	[紙の原料] 以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・古紙配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証紙等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 [表面加工] 表面加工がある場合、上記の「紙の原料」の掲載条件に該当し、かつ以下のいずれかに該当すること ・リサイクルの妨げになるような樹脂ラミネート加工をしていない（GL7 対応） ・粘着材・接着剤を使用している場合、水溶性、水分散型、または弱アルカリ水溶液分散型の粘着剤・接着剤を使用している（GL8 対応）
12) 画材用紙 画用紙・綴じてあるもの（一般タイプ・リングタイプ）	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・古紙配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証紙等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。
13) 工作用紙 板目紙・折り紙・その他の工作用紙	
14) 慶弔袋・金封	
15) かけ紙・のし紙	
16) 賞状用紙	
17) 名刺用紙（名刺ケースを含む） 名刺用紙・名刺ケース（個箱）	
18) ファイル・バインダー（替紙・台紙を含む） フォルダー（一般／ハンギング／持出し）・ボックスファイル・ホルダー・透明ポケット式ファイル・フラットファイル・Z式ファイル・パイプ式ファイル・リングバインダー・レターファイル・とじこみ表紙・図面ファイル・ケースファイル・キャップ式ファイル・スタンド式ファイル・その他のファイル・バインダー ※ 日本ファイル・バインダー協会の分類に基づく（名刺用・記録メディア用のホルダーは、ファイル・バインダーの掲載品目とする）	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証紙等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・表紙ととじ具を分離し、とじ具を繰り返し再使用できる（GL5 対応） ・ <u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>

19) アルバム（替紙・台紙を含む） 工事用アルバム・一般用アルバム	<u>する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
---------------------------------------	----------------------------------

商品（品目・掲載分類）	掲載条件
20) ファイリング用品 とじひも（つづりひも）・背見出し・その他のファイリング用品（とじ穴補強・補修用のパッチホルダーは、ラベルの掲載品目とする）	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証材等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・ファイリング用品の場合、情報提供項目の内容について情報を提供していること。 <u>・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
21) 鉛筆 一般鉛筆（墨芯）・消しゴム付き鉛筆・色鉛筆	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証材等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・ファイリング用品の場合、情報提供項目の内容について情報を提供していること。 <u>・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
22) シャープペンシル（ホルダー式含む）	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証材等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・残芯が5 mm 以下である（GL9 対応） <u>・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
23) シャープペンシル替え芯	製品に再生材を使用している（GL1 対応）
24) ボールペン 水性キャップ式・水性ノック式・油性キャップ式・油性ノック式	以下のすべてに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証材等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・消耗品が交換・補充用に別売りされている（GL4 対応） <u>・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
25) マーキングペン 水性・油性・ラインマーカー（蛍光ペン等）・ホワイトボードマーカー	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証材等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・消耗品が交換・補充用に別売りされている（GL4 対応） <u>・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
26) 複合筆記具	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している（GL1 対応） ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること（GL2 対応） ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている（森林認証材等）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・ボールペン・マーキングペンや修正具を含むものは消耗品が交換・補充用に別売りされている（GL4 対応） ・シャープペンシルを含むものは残芯が5 mm 以下である（GL9 対応） <u>・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
27) 消しゴム 一般タイプ・ホルダータイプ	GL・情報提供項目のいずれかに対応している

<p>28) 修正具 はけタイプ・ペン先タイプ・修正テープ・カバーテープ・複合タイプ</p>	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・消耗品が交換・補充用に別売りされている (GL4 対応) ・<u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
<p>29) のり 固形のり・液状のり・でん粉のり・テープのり</p>	

商品 (品目・掲載分類)	掲載条件
<p>30) 粘着テープ 紙製の粘着テープ (クラフトテープ・その他の紙製粘着テープ)・布粘着テープ・セロハンテープ・メンディングテープ・両面テープ・製本テープ・その他の粘着テープ</p>	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・消耗品が交換・補充用に別売りされている (GL4 対応) [紙製の粘着テープ] ・樹脂ラミネート加工をしていない (GL7 対応) ・水溶性、水分散型、または弱アルカリ水溶液分散型の粘着剤・接着剤を使用している (GL8 対応)
<p>31) 画筆・絵筆</p>	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む ・<u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
<p>32) 絵の具</p>	
<p>33) クレヨン・パス</p>	
<p>34) 毛筆</p>	
<p>35) 墨汁</p>	
<p>36) 絵画・書道用収納用品</p>	
<p>37) スケッチセット</p>	
<p>38) 印章</p>	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・消耗品が交換・補充用に別売りされている (GL4 対応) ・<u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
<p>39) 朱肉</p>	
<p>40) 印章セット</p>	
<p>41) スタンプ (ゴム印) 事務用スタンプ (アドレス・科目印など)・回転ゴム印・その他のスタンプ</p>	
<p>42) スタンプ台</p>	
<p>43) 印箱</p>	
<p>44) 名札 机上用 (カード立て)・携帯用 (衣服取付型・首下げ型)</p>	
<p>45) カードケース</p>	<p>以下のいずれかに該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・<u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
<p>46) ソフトクリヤーケース (チャック付きを含む)</p>	
<p>47) トレー</p>	
<p>48) レターケース</p>	
<p>49) 名刺整理箱</p>	
<p>50) ブックスタンド</p>	
<p>51) デスクマット</p>	
<p>52) 額縁</p>	
<p>53) ラベル タックラベル (主にタイトル用)・インデックス (主に見出し用)・パンチラベル・その他のラベル</p>	

		(GL7 対応) ・水溶性、水分散型、または弱アルカリ水溶液分散型の粘着剤・接着剤を使用している (GL8 対応)
54)	ハサミ	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・ <u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
55)	カッターナイフ	
56)	定規	

商品 (品目・掲載分類)		掲載条件
57)	カッティングマット	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・両面使用が可能である (GL10 対応) ・ <u>グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。</u>
58)	パンチ	以下のいずれかに該当すること ・製品に再生材を使用している (GL1 対応) ・主要な材料が木質または紙で、再生材配合率0%の場合、以下の①、②のいずれかであること (GL2 対応) ①原料となる木材等の合法性・持続可能性が森林認証制度により確認されている (森林認証材等)。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材を含む。 ・事務用クリップの場合、情報提供項目の内容について情報を提供していること。 ・グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」の判断の基準を満たすものであること。
59)	ステープラー	
60)	ステープラーリムーバー	
61)	テープカッター (粘着テープディスペンサー)	
62)	事務用クリップ 連射式クリップ・その他の事務用クリップ	
63)	ピン・画びょう	
64)	マグネット 玉・バー・その他のマグネット	
65)	モルトケース (事務用スポンジ)	
66)	紙めくりクリーム	
67)	鉛筆箱 (筆入れ・ペンケース)	
68)	ペンスタンド	
69)	手動鉛筆削り器	
70)	ホワイトボード用イレーザー	
71)	黒板ふき	
72)	OAクリーナー (ウェット・液タイプ)	
73)	チョーク	
74)	グラウンド用白線	
75)	丸刃式紙裁断機	
76)	ダストブロワー	
77)	梱包用バンド	
78)	鍵かけ	
79)	OHPシート	
80)	OA収納用品 メディアケース・その他OA用品用 (ケース・ボックス状のもの)・機器カバー	
81)	OA機器用ラック・スタンド (棚状のものは除く)	
82)	原稿台 アーム式・スタンド式・原稿ホルダー	
83)	OAフィルター (デスクトップ (CRT・液晶)用)	
84)	マウスパッド	
85)	リストレスト	

86)	ごみ箱	
87)	リサイクルボックス	
88)	缶・ボトルつぶし機	
89)	<u>テープ印字機等用カセット</u>	
90)	<u>テープ印字機等用テープ</u>	

2. 登録フォーマット

(1) 基礎情報

商品名	商品の名称 ※カタログの表記に準ずる。 ※記載している全ての情報が同じであれば、複数製品名を記載してもよい。
事業者名	商品を製造・販売している（ブランド名を持つ）企業の名称 ※他社が製造した商品を自社ブランドで販売する場合、自社名を記載する。

(2) ガイドライン項目

【共通項目】

グリーン購入法の判断基準適合	グリーン購入法の特定調達物品等の判断の基準への適合状況 ※特定調達物品等の品目に挙げられていない製品は本欄の対象としない。 [○] : グリーン購入法の判断基準に適合している [] : 判断基準に適合していない（空欄） [-] : 特定調達物品等の対象外
再生材の使用状況 （再生プラスチック、廃木材、廃植物繊維、古紙等）	部品ごとの再生材使用率 「使用部分名（使用材質名＋再生材使用率○○%）」と記載する。 ※ 使用部分名：再生材を使用している部分名 ※ 使用材質名：使用している再生材質名 ※ 再生材使用率：部品重量中の再生材使用率（整数） 【例】 ○：表紙（古紙 100%）、軸（再生 ABS 100%）、 キャップ（再生 PET 50%） ×：古紙 70%（←部分名が不明）、用紙（古紙）（←使用率が不明） ※複数部分で再生材を使用している場合は連記する（50字以内、カンマ区切りで入力）。 ※再生材の定義は、JIS Q 14021 に準拠する。 ※容器は製品の一部とみなす（包装は本欄の対象としない）。 ※金属材料のみからなる製品は対象外とする。
	製品全重量中の再生材使用率【参考値】 「○○%」または「約○○%」「○○%～○○%」と概数を記載する。 （重量比、整数） ※製品全重量には消耗材・金属を含む。 ※再生材の定義は、JIS Q 14021 に準拠する。 ※容器は製品の一部とみなす（包装材は本欄の対象としない）。
バージン材の使用状況 （主要な材料が木質または紙の場合）	バージン材の原料について、以下の①、②のいずれかを記載する。 ①原料の合法性・持続可能性を目指した取組が森林認証制度により確認されていることを記載する（森林認証制度名を記載する。FSC の場合は森林認証ラベルがある商品のみ対象。）。 ②原料となる木材等に間伐材や再・未利用材が含まれていることを記載する。 ※再生材使用率 0% の場合は上記①、②のいずれかを必ず記載する。 ※バージン材の原料について、合法性や持続可能性を目指した取組、間伐材や再・未利用材の利用等、アピールしたい事項があれば記載する。 ※製品を構成する材料が再生材料のみの場合は「特になし」と記載する。 ※記載事項がない場合は「特になし」と記載する。

【個別項目】（〔カッコ〕内の品目が対象）

〔事務用紙製品、その他の紙製品、ラベル〕

白色度(%)	整数を記載する。 [－]: 対象外 (画材用紙、慶弔袋・金封、かけ紙・のし紙、色紙・クラフト紙製のもの)
--------	---

〔ボールペン、マーキングペン、修正具、のり・粘着テープ、印章・スタンプ用品、カッターナイフ〕

消耗品の交換・補充	[y]: 消耗品を別売しており、交換・補充できる。 [n]: 上記の条件を満たしていない。 [－]: 対象外 (消耗部分がない)
-----------	--

〔ファイル、バインダー、アルバム〕

とじ具の再使用	[y]: とじ具を分離して繰り返し使用できるようになっており、表紙のみでの販売を行っている。 [n]: 上記の条件を満たしていない。 [－]: 対象外 (とじ具を使用していない)
見出しラベル交換	[y]: 交換が可能で、交換用ラベルを付属または別売している。 [n]: 上記の条件を満たしていない。 [－]: 対象外 (見出しラベルがない)

〔紙製の粘着テープ・ラベル〕

樹脂ラミネート加工	[y]: 樹脂ラミネート加工していないためリサイクルしやすい。 [n]: 樹脂ラミネート加工しているためリサイクルが難しい。 [－]: 対象外 (紙製でない)
粘着剤・接着剤のリサイクル適性	[y]: 水溶性、水分散型、または弱アルカリ分散型の粘着剤・接着剤を使用している。 [n]: 上記の条件を満たしていない。 [－]: 対象外 (紙製でない)

〔シャープペンシル〕

残芯	[y]: 残芯が 5mm 未満である。 [n]: 残芯が 5mm 以上である。
----	--

〔カッティングマット〕

カッティングマットの両面使用	[y]: 両面使用が可能。 [n]: 両面使用できない。
----------------	---------------------------------

(3)情報提供項目

※ 情報提供項目については、包装も対象に含む

【共通項目】

素材ごとの分別性、他の環境配慮特記事項（環境ラベルの取得状況等）	素材ごとの分別性が高く、リサイクルや分別廃棄しやすい設計について自由に記載する。 また、その他の環境配慮事項について、特にアピールしたいことがある場合に記載する（エコマークを取得している場合など、環境ラベルの取得状況について記載する）。（60字以内）
ケースの種類	[スリム]：厚さ5mm程度以下のスリムタイプケース [集合]：スピンドルタイプなど [他]：その他のケース

[窓付き封筒]

使用している窓材について	[グ]：グラシン紙 [水]：水性ワックス塗布 [プ]：プラスチックフィルム [他]：その他の窓材 [一]：対象外（一般封筒、その他の封筒）
--------------	---

(4)その他の情報

【共通項目】

機能・品質・バリエーション等についての特記事項	機能面について、情報提供者から特にアピールしたいことがある場合に記載する。 (40字以内)
標準価格（円） （補充・交換用消耗品の型番価格（円））	商品の標準小売価格及び補充・交換用消耗品の名前、型番と小売価格について記載する。 ※ 商品名欄に複数記載されている場合は最低価格と最高価格を記載する。